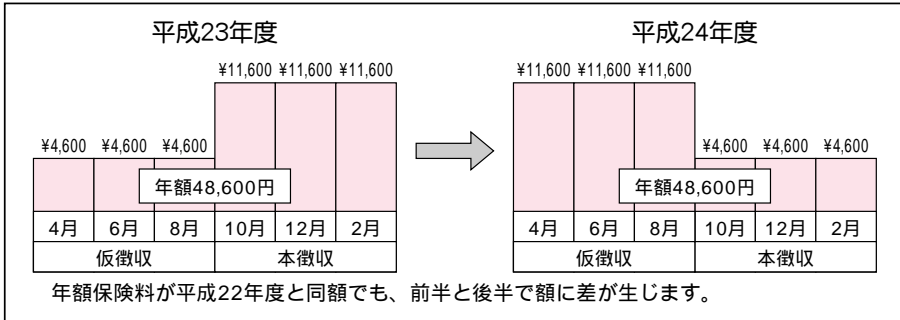
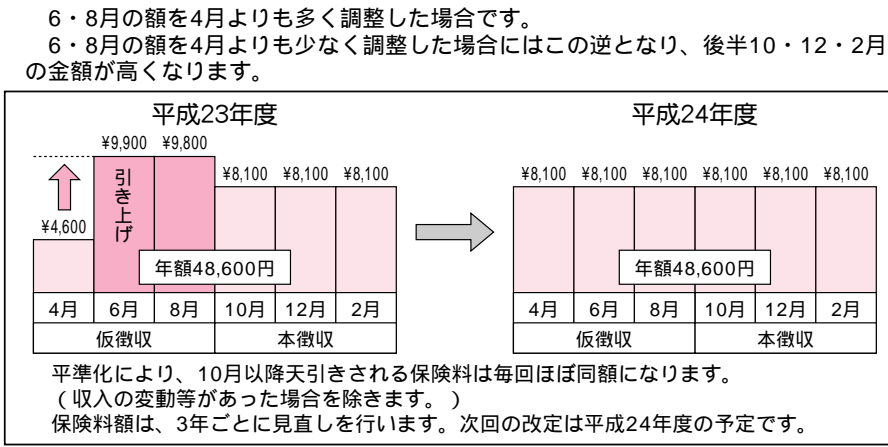


【参考例】保険料段階が第4段階のかた（年額48,600円）の場合
平準化しない場合（変更前）



平準化した場合（変更後）



固定資産課税に 関わる 縦覧・閲覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
納税義務者のかたが、自己の土地や家屋の評価を他の土地や家屋と比較できるように開示するものです。

縦覧期間 4月1日（金）～5月31日（火）
固定資産課税台帳の縦覧
納税義務者のかたが、自己の資産について記載されている部分を確認することができ、また、借地人借家人は、「固定資産課税台帳」で借りている部分についての確認ができます。

平成24年3月30日（金）
※縦覧は有料。ただし、納税義務者は縦覧期間中（4月1日～5月31日）は無料
・共通
時間 午前8時30分～午後5時（閉庁日を除く）
場所 課税課（本庁舎2階）
縦覧・閲覧に必要なもの
○納税義務者＝運転免許証や健康保険証など本人の確認ができるもの

65歳以上で介護保険料を年金から天引き（特別徴収）で納付しているかたへ
介護保険料特別徴収の納付額「平準化」のお知らせ
平成23年度介護保険料仮徴収額変更通知書を3月下旬にお送りします。
介護保険料の支払い方法が年金天引き（特別徴収）のかたへ

たは、年6回ある納期の前半（4・6・8月）を仮徴収、後半（10・12・2月）を本徴収として納付していただき、収入の変動や介護保険料の改正があると、仮徴収と本徴収の納付額にばらつきが出てしまいます。
これを解消するため、年間を通してできるだけ均等な額となるように、6・8月の仮徴収額を変更（平準化）します。

今回の平準化により6・8月の納付額が上がるかたがいますが、介護保険料の年額が変わるものではありません。
なお、平成23年度の年額保険料と10・12・2月の保険料額は本年7月中旬に決定してお知らせします。
問い合わせ 健康福祉部高齢介護課

武蔵大和駅のエレベーターが完成します

昨年8月から工事が行われていた武蔵大和駅のバリアフリー化工事が完了し、3月19日（土）からエレベーターの利用ができるようになります。資材撤去等の作業は引き続き行われますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 都市環境部用地事業課
現在の武蔵大和駅の様子（3月3日時点）

「人権の森」多磨全生園を歩こう

市では、多磨全生園入所者自治会の皆さんとともに園の散策ガイド「人権の森多磨全生園を歩く」を作成し、3月下旬から全戸配付します。

このガイドは、「人権の森多磨全生園」の豊かな緑や史跡などを巡る散策マップです。

ツツや「いのち」このころの人権の森宣言などの紹介をする内容となっております。

ぜひ、人権の森構想の実現に向けた入所者自治会と市の取り組みを知っていただき、四季の表情豊かな緑のオアシス多磨全生園を訪れ散策してみてください。

問い合わせ 経営政策部企画政策課

表1 縦覧できるかた及び内容

縦覧帳簿の種類	縦覧できるかた	縦覧できる内容
土地価格等縦覧帳簿	市内の土地に対して固定資産税が課税されている納税義務者	所在、地番、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿	市内の家屋に対して固定資産税が課税されている納税義務者	所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年月、棟番号

表2 閲覧できるかた及び内容

閲覧できるかた	閲覧できる内容
固定資産税の納税義務者	当該納税義務に係る固定資産
借地人	借りている土地の所有者名、所在、地番、地積、地目、価格、課税標準額
借家人	借りている家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及びその敷地のある土地の所有者名、所在、地番、地積、地目、価格、課税標準額

ごみの分け方・出し方

お気軽にご参加ください。
日程 3月25日（金）・28日（月）、4月4日（月）・6日（水）
時間 ①午前9時30分～11時30分 ②午後1時30分～3時30分
場所 本庁舎1階正面玄関の入口付近
※申込み不要、直接会場へ
問い合わせ 資源循環部ごみ減量推進課

「人権啓発活動 講演とシンポジウム ハンセン病 問題の歴史に学ぶ」

ハンセン病に関する実態や歴史等についての基調講演、資料館語りべとのシンポジウムを開催します。
日時 4月15日（金）午後1時～3時（受付は正午から）
場所 国立療養所多磨全生園 内国立ハンセン病資料館映像ホール（青葉町4-1-13）
講師 黒尾和久氏（国立ハンセン病資料館学芸課長）ほか
主催 多磨東人権擁護委員協会 東京法務局府中支局 後援 東村山市、東村山市教育委員会
問い合わせ 市民部生活文化課

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、「育児の援助をしたいかた（提供会員）」と「育児の援助をしてほしいかた（依頼会員）」が会員登録をして、地域のなかで互いに子育てを支援し合う制度です。保育園や児童クラブの送迎のほか、ちょっとした外出や保護者のリフレッシュのための一時的な預かりなど、さまざまな育児支援をしています。ぜひ、ご利用ください。

対象となるお子さん おおむね0歳～12歳未満

提供会員になるには、心身ともに健康な20歳以上の市民

依頼会員になるには、ファミリー・サポート・センター（☎393・5137直通）

問い合わせ ファミリー・サポート・センター（☎393・5137直通）

市民葬儀料金を改定します

市民葬儀とは、市内の指定葬祭業者の協力を得て、標準的な葬儀を行うことができる。市民葬儀料金は、平成23年4月1日申請分から、火葬の料金が、表2のとおり改定となります。

利用できるかた 亡くなられたかた又は葬儀を行うかたが東村山市民で、市内で葬儀を行う場合
申込み 直接、市民葬儀取り扱い指定業者へ（表1参照）
葬儀料金 表2のとおり
問い合わせ 市民部市民課

表1 市民葬儀取り扱い指定業者（順不同）

業者名	所在地	電話番号
(株)長坂	本町2-19-36	391-0252
(株)京典	恩多町3-20-33	395-2345
(株)郷典礼	美住町1-11-59	393-4188
(株)三光商会	恩多町2-41-3	395-8812
(株)以モリアルアートの大野屋	萩山町1-19-2	347-3330
(有)愛和葬祭	秋津町3-5-8	396-2036

表2 市民葬儀料金

祭壇	五段飾彫刻	五段飾金襴	三段飾彫刻
	210,000円	126,000円	115,500円
木棺	桐上 66,150円		
霊柩車	宮型車 39,720円	普通車 19,840円	
火葬（改定後）	最上等 53,100円（29,000円） 改定前は43,400円（23,800円）		
容器	一式 11,445円（5,040円）		

祭壇と霊柩車の組み合わせは自由です。祭壇のみなど単独での申込みはできません。表2の()内は6歳未満の料金です。料金は消費税を含みます。（火葬は非課税）上記に含まれないものは別途料金がかかります。詳細は各取り扱い指定業者へお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センターを ご利用ください

ね生後2か月～小学6年生
活動時間 午前6時～午後10時
※平成23年度講習会は8・9月ごろに1回開催を予定しています。詳細は、市報や市のホームページでお知らせする予定です。

★依頼会員・提供会員とも登録は無料です。また、活動中の事故に備えて、市の負担で傷害保険・賠償保険に加入します。

問い合わせ ファミリー・サポート・センター（☎393・5137直通）

援助活動状況

(平成22年4月～平成23年1月)

合計 3,482件

その他の一時預かり 10件
子どもの病気回復期 103件
学校・児童クラブの迎え（預かり含む）1,120件
保育園・幼稚園の送り（預かり含む）533件
保育園・幼稚園の迎え（預かり含む）1,084件
学校・児童クラブの送り（預かり含む）103件

提供会員によるお迎えの様子